



第23号 平成19年(2007) 11/5

広報 いらき津木野

おしらせ版

保健・衛生・福祉

老人医療受給者の保険変更の届出について

健康増進課 (☎ 33-5613)

老人医療受給者(昭和7年9月30日以前生まれの方、もしくは一定の障害があり市長の認定を受けた65歳以上の方)で、本人もしくはお子さんの扶養等で、社会保険の資格を持つ方が、保険に変更があった場合(転職、退職、会社・保険者の統廃合、船員の船の変更による保険変更等)には、保険証の資格変更の届出が必要です。

最近、保険の資格を喪失してから、病院に行き、さかのぼって国民健康保険の資格を取られる方が多くなっています。資格がなく、病院へ行くと10割負担になる場合もありますので、社会保険の方は資格の確認をお願いします。

○変更時に持参するもの

社会保険証、老人医療受給者証、被保険者証、被保険者及び被扶養者の認印

募集・催し

「元気いきいきフェスタ2007」(保健福祉大会)の開催について

福祉課 (☎ 33-5619)・健康福祉課 (☎ 21-5117)

「健康な人づくりで豊かな郷土を築こう」をスローガンに、「元気いきいきフェスタ2007」を開催します。

○日時 11月20日(火) 10:00~15:00

○場所 市民文化センター

- 内容 10:00~ オープニングセレモニー・表彰式
- 11:00~ 健康体操の実演「運動普及推進員」
- 12:00~ アトラクション「高齢者クラブ会員」
- 12:40~ アトラクション「神村学園 鼓舞道部」
- 13:30~ 講演「児玉義人氏」(元鹿児島市立鹿児島商業高校校長)
演題『夢に向かって』

「宝くじ文化公演」宝塚歌劇団OGによるラテンショー

文化振興課 (☎ 33-5654)

宝くじの助成により、市自主文化事業「宝塚歌劇団OGによるラテンショー」を特別料金にて開催します。

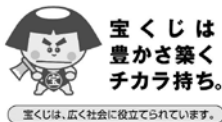
○日時 平成20年2月8日(金)

○時間 開場18:30 開演19:00

○場所 市民文化センター

○出演団体 宝塚歌劇団OG

※料金・チケット発売日については、広報紙(11/20号)の折込チラシにて、ご案内いたします。



「かんむりだけ山市物産展」の開催について

商工観光課 (☎ 33-5638)

冠岳・生福地区の活性化及び観光振興を図る「かんむりだけ山市物産展」が開催されます。

○日時 11月23日(金・祝) 勤労感謝の日

9:00~15:30

○場所 冠岳花川砂防公園

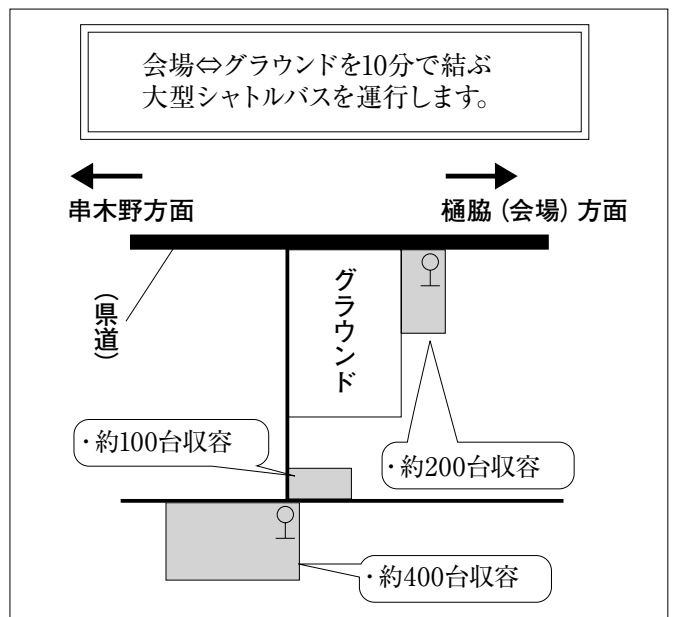
○その他の催し 長崎龍踊り

田中星児ミニコンサート等

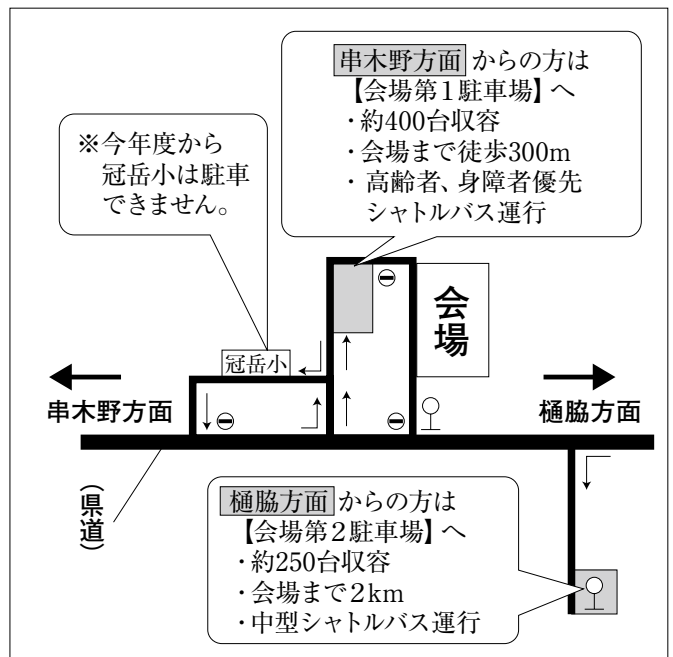
柴燈護摩供養 冠岳神社秋季例大祭

※当日の会場周辺は、たいへんな混雑が予想されます。そのため、生福の多目的グラウンドにも臨時駐車場を設置いたします。便利な大型シャトルバスで会場まで送迎いたしますので、市街地方面、串木野ICからお越しの方は、こちらのご利用をお願いいたします。

<多目的グラウンド周辺> ○: シャトルバス停



<会場周辺>



分譲地の募集

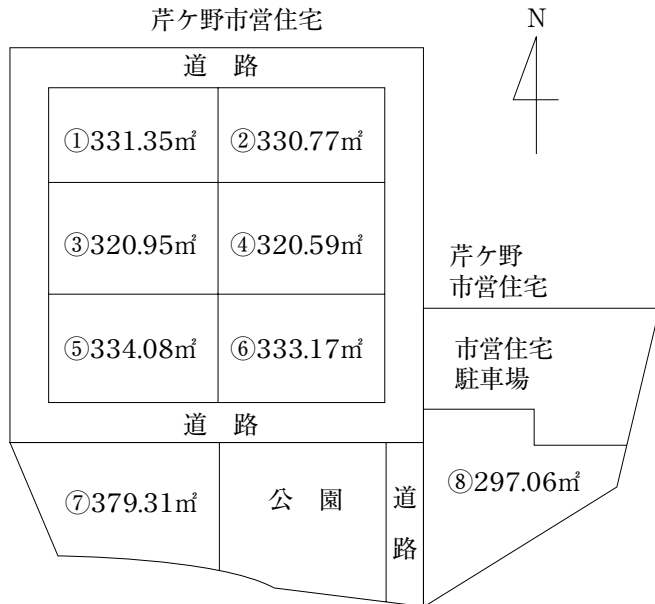
財政課 (☎ 33-5629)

芹ヶ野団地を分譲します。

- 場所 下名芹ヶ野地内
- 都市計画 都市計画区域外
- 分譲区画 8区画
- 区画面積 297.06㎡～379.31㎡
(約89.86坪～約114.74坪)

○分譲価格 (単位:円)

区画番号	坪数(約)	1坪あたりの単価(約)	価格
①	100.23坪	44,100	4,420,000
②	100.05坪	44,100	4,412,000
③	97.08坪	43,200	4,194,000
④	96.97坪	43,200	4,189,000
⑤	101.05坪	44,550	4,502,000
⑥	100.78坪	45,000	4,535,000
⑦	114.74坪	38,700	4,440,000
⑧	89.86坪	35,100	3,154,000



※定住促進補助制度有

- 申込期間 11月22日(木)まで
- 申込条件
 - ・平成20年3月までに代金が完納できる方
 - ・1世帯につき1区画(同一区画に2名以上の申込みがあった場合は、抽選になります)
 - ・営利目的でないこと
- 申込みに必要なもの
 - ・分譲申込書(財政課にあります)
 - ・世帯全員の住民票
- 契約保証金

契約と同時に契約金額の10分の1の額を納入していただきます。
- その他

募集期間終了後の残区画については、随時分譲します。
- 問合せ

財政課 契約管財係

講演を聴きにいらっしゃいませんか!

社会教育課 (☎ 21-5128)

日置地区生活学校運動交流集会において、講演会が開催されます。お気軽にお出かけください。

- 日時 11月21日(水) 13:30～14:40
- 場所 市民文化センター ホール
- 講師 石窪奈穂美先生(環境学習アドバイザー)
「私たちの暮らしと地球環境・エネルギー問題」
- 参加料 無料

第26回 羽島青年文化祭の開催について

社会教育課 (☎ 21-5128)

毎年恒例の羽島青年学級主催『第26回羽島青年文化祭』が下記のとおり開催されます。

皆様の多数のご来場をお待ちしております。

- 日時 11月25日(日) 13:30開演(13:00開場)
- 場所 羽島小学校体育館
- 出演内容
 - ・演劇(羽島青年学級他)
 - ・マーチング(羽島保育園・幼稚園)他
- 入場料 無料

- 問合せ 農政課 木場(☎33-5636)まで
- ※プログラム等につきましては、羽島青年学級ホームページ <http://www.bunise.com/> をご覧ください。

リサイクルブック

文化振興課 (☎ 33-5655)

図書館では、保存年限の過ぎた雑誌を市民のみなさんに、無料でお譲りします。

- 期間 11月16日(金)より1週間程度
- 場所 市立図書館本館・市来分館
- 対象 平成18年3月以前の週刊誌、平成17年3月以前の月刊誌

～いちき串木野市ふれあいフェスタ～ 農産物品評会出品者募集

産業経済課 (☎ 21-5122)

市内居住者が市内で生産した農産物等を対象として農産物品評会を開催いたします。

出品者に農業用器具等の景品が当たる抽選会も行いますので奮ってご出品ください。

- 農産物品評会出品物搬入日時

12月8日(土) 9:00～12:00
- 場所 いちきアクアホール駐車場特設テント
- 表彰 市長賞、議長賞、JA賞、入賞など
- ※出品された農産物は、いちき串木野市技連会で設定した価格で引き取り、全て12月9日(日)開催のフェスタ時に展示した後、即売いたします。
- ※出品規格及び要領は、農政課(串木野庁舎)、産業経済課(市来庁舎)、さつま日置農協(串木野支所、羽島出張所、荒川出張所、生福支所、別府出張所、市来支所、湊出張所、北部営農センター)、市来えびす市場、季楽館にあります。
- 問合せ 産業経済課(市来庁舎)

第13回田園荒川ず'カップゴルフ大会

社会教育課 (☎ 21-5128)

荒川の大自然の中で、楽しい一日を過ごしませんか？

○日 時 12月2日(日) 9:00スタート

○集合場所 荒川地区公民館

○内 容

・田んぼゴルフ

※高校生以上対象

参加料は、プレイのみ参加が2,000円(昼食付)

プレイ及び反省会まで参加が2,500円(昼食付)

※団体戦(1チーム4人、参加料1チーム2,000円)

詳しくは、申込み用紙をご覧ください。

※クラブ・ボールは主催者で準備しますが、各自、長靴をご持参ください。

・高齢者クラブ指導によるミニ門松作りとしめ縄作り体験コーナー

※小学生以上を対象。参加料500円(昼食代含む)

・地元農産物即売コーナー

○田んぼゴルフ申込み

荒川地区公民館・中央公民館・社会教育課(市来庁舎)

に備え付けの申込用紙に記入し、11月16日(金)までにお申込みください。

○問 合 せ 荒川地区公民館 (☎32-8809)

農業用廃プラスチック類及び不用農薬の回収について (串木野地域)

農政課 (☎ 33-5635)

日置地域農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会では、農業用廃プラスチック類及び不用農薬の回収(串木野地域)を行ないます。

農業者の方は下記の注意事項をしっかりと守り、回収にご協力ください。

○回収日時 11月21日(水) 8:30~11:30

○回収場所 野元家畜市場跡地

○処理経費 (廃プラ): 処理単価 30円/kg程度

※農協口座で引落とし扱いとなります。

(不用農薬): 処理単価300円/kg~

※全額自己負担で当日現金扱いです。

○持参するもの 印かん、現金(不用農薬の方)

○注意事項

★3か所を同種類のビニールひもで結び、つづら折りにしてください。

★農薬の空ポリ容器・缶については、キャップを取り除き中身を洗浄してください。

★運搬の際に産業廃棄物運搬車両の表示及び書面の携帯が必要となります。

○問 合 せ ・農政課 農林係

・JAさつま日置農協 串木野支所 経済課

(☎32-3265)

第7回 荒川写真コンテスト

商工観光課 (☎33-5638)

★応募規定

- ① テーマは「荒川」に関することです。
- ② 応募作品は、カラープリントで4つ切り(ワイド4つ切り可)に限ります。
- ③ 応募枚数には制限はありませんが、未発表のものに限ります。
- ④ 応募作品の著作権は主催者に属し、作品の返却はいたしません。
- ⑤ 応募作品の裏面には必ず、下記の応募票を貼付してください。

★応募締切 11月24日(土)必着(25日に審査会が行われます。)

★申込み先 郵送または持込でお願いします。

〒896-0065 いちき串木野市荒川2463番地 荒川コミュニティーセンター内

第7回荒川写真コンテスト係り (☎32-8809)

★審 査 主催者側で行います。

★表 彰 式 12月2日(日)(第13回田園荒川ず'カップゴルフ大会時表彰)

★主 催 荒川清流会

画 題				
住 所				
氏 名	性 別	年 齢		
電 話 番 号	職 業			
カ メ ラ	フ イ ル ム			
撮 影				

第2回 いちき串木野市 地区対抗駅伝競走大会について

市民スポーツ課 (☎ 21-5129)

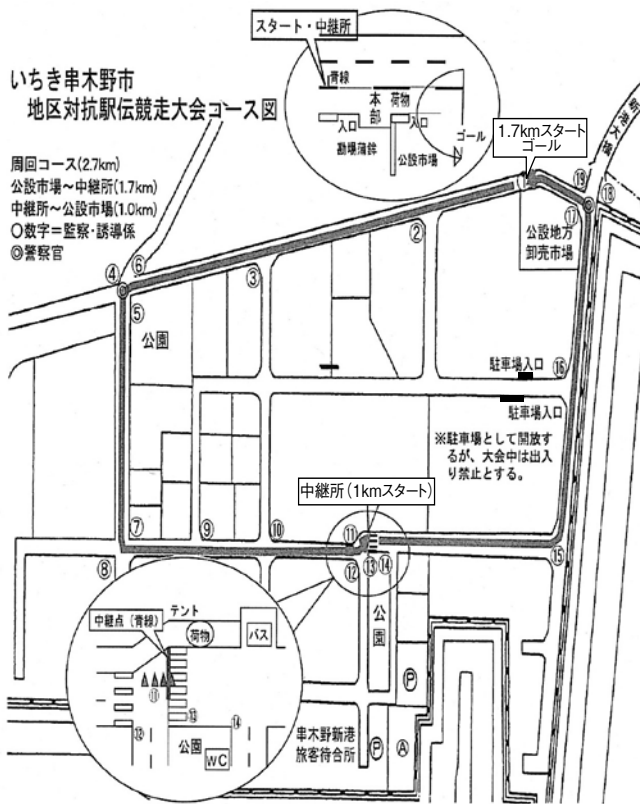
スポーツ振興とスポーツ精神の高揚、市民相互の親睦を図ることを目的に開催し、地区代表選手が力の限り力走いたします。

沿道からの多数のご声援をよろしくお願いします。

- 期 日 11月25日(日) 小雨決行・荒天中止
- 場 所 公設卸売市場及び新港周回コース
- 開 会 式 9:00～
- 競技時刻 【スタート】 9:45
【ゴール】 11:00 (予定)

【お願い】

当日は会場周辺の交通混雑が予想されます。市民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



第20回 B & G杯公民館対抗女性ミニバレーボール大会

B & G海洋センター (☎ 32-8994)

- 日 時 12月2日(日) 8:20受付 (開会式9:00)
- 場 所 B & G海洋センター体育館 (開会式)
串木野体育センター
- 参加資格 市内に居住 (住民登録者) する小学校4年生以上の女性
※原則として、同一公民館内でチームを編成する。(要項を確認のうえ、不明な点は市民スポーツ課 (☎21-5129) へお問合せください。)
- 競技方法 15点先取2セットマッチ (6人制)
- 試合球 (財)日本バレーボール協会制定のソフトバレーボール (ゴム製円周78±1cm、重量210±10g)
- チーム編成 6人+補欠 (補欠は4人以内とし、うち高校生及び児童生徒の参加は1チーム2人以内とする。)
- 申込方法 11月25日(日)17:00まで (期日厳守) にB & G海洋センター体育館に申し込む。
(要項及び申込書、競技規則はB & G海洋センターにあります。)
- 抽 選 11月27日(火)15:00からB & G海洋センター体育館のミーティングルームで行います。
- 参加料 1チーム1,000円 (大会当日納入)
- その他 主審・副審・練審は各チームで行います。

第12回混成9人制バレーボール大会の開催

市民スポーツ課 (☎ 21-5129)

- 日 時 11月18日(日) 8:30～
- 場 所 串木野体育センター
- 試合方法等 大会開催要領で特に制限した以外は、9人制ルールによる。
(・ネットの高さ2.3m・試合球4号ボール)
- 参加資格 市内に居住又は職場がある人等で編成した男女混成チーム
- 申込・問合せ いちき串木野市バレーボール協会事務局
〔福祉課 野田 (☎33-5620) 又は
都市計画課 吉見 (☎21-5153)〕まで
- 申込期限 11月12日(月)まで (参加料1,000円)
- その他 申込用紙は協会事務局においてあります。また、組合せ抽選は試合当日行います。

パソコン講座生募集

商工観光課 (☎ 33-5638)

○川薩人材育成センターでは、次のパソコン講座生を募集します。

講座名	講座期間	講習時間	募集定員	受講料
①パソコン科アプリケーション (夜間) (ビジネスに欠かせないパソコンの基本操作及び表計算ソフトを中心とするアプリケーションの基本操作を習得する)	平成20年1月8日 ～3月28日の 毎週火・金曜日 (各24回)	18:30～21:00	各15名	各60,000円
②パソコン科OAコース (初級・夜間) (ビジネスに欠かせないパソコンの基本操作及びワープロソフトを中心としたアプリケーションソフトの基本操作を習得する)				
③パソコン科OAコース (初級・昼間) (②と同様)		9:00～15:00		

- 募集期間 11月16日(金)から12月21日(金)まで
- 問合せ・申込先 川薩人材育成センター (☎22-3873)

司法書士会による「無料法律相談会」の開催について

総務課 (☎ 33-5626)

鹿児島県司法書士会では、県民の司法への窓口として司法書士会による「無料法律相談会」を下記のとおり開催します。事前の予約は不要ですので、当日相談会場へ直接お越しください。

- 日 時 12月8日(土) 13:00～17:00
- 相談会場 中央公民館 2階研修室
- 相談料 無料
- 相談受付内容 相続、離婚、貸金・借金整理、賃貸借、その他法律問題に関する相談並びに裁判の支援
- 実施方法 司法書士による面談相談
- 問合せ 鹿児島県司法書士会 (☎099-256-0335)

歯科衛生士嘱託職員募集のお知らせ

総務課 (☎ 33-5625)

あなたの資格を生かして、串木野健康増進センターで働きますか！

- 募集人員 1名
- 応募資格 歯科衛生士の資格を有する歯科衛生業務経験者
- 勤務内容 母子歯科検診、歯科保健指導及び歯科保健相談等
- 勤務日及び時間 月～金 8:30～17:00
- 募集期間 11月14日(水)までに、串木野庁舎総務課人事係または市来庁舎総務課に履歴書を提出してください
- 採用日 平成20年4月1日

市営住宅入居者募集について

都市計画課 (☎ 21-5154)

住宅名	建設年度 募集戸数	構造・設備	備考
袴田住宅 (串木野中学校 近く)	昭和40年度 1戸	簡易耐火平屋建 2K・汲み取り	単身入居可 (但し60才以上)

- 家賃 入居世帯の所得に応じて設定されます。
- 入居基準(主なもの)
 - ・持ち家がないこと
 - ・世帯の月額所得が20万円以下であること
 - ・同居する家族がいること
 - ・市税等(市税・水道料金など)の滞納がないこと
 - ・原則として、公営住宅に入居していないこと
- 入居時必要なもの
 - ・敷金(家賃の3ヵ月分) ・連帯保証人(2人)
- 申込期間 11月5日(月)～11月15日(木)
- 抽選日 11月19日(月) 10:00～ 串木野庁舎2階会議室
- 入居予定日 12月1日(土)
- 問合せ及び申込み先
 - ・市来庁舎 都市計画課 建築係
 - ・串木野庁舎 都市建設課

任期制自衛官募集

市民課 (☎ 33-5612)

2等陸・海・空士自衛官を募集しています。

- 受付期間 11月26日(月)まで
- 試験日時 12月1日(土)～2日(日)の指定する一日
- 試験会場 海上自衛隊 鹿屋航空基地(12/1)
陸上自衛隊 川内駐屯地(12/2)
- 合格発表 12月17日(月)
- 採用時期 平成20年3月下旬から4月上旬
- 応募資格 18歳以上27歳未満(採用予定月の1日現在)
- 待遇
 - ・初任給157,500円(9ヵ月後172,100円)
(採用時の給与は、採用予定者の学歴・経験等により異なります。)
 - ・期末、勤勉手当 年2回
 - ・年次休暇(年間24日)の他、特別休暇
 - ・週休2日制 ・宿舎費無料
 - ・食事、被服類支給または貸与

◎任期制の所得総額の一例(陸上自衛官の場合)

- ・1任期(2年間)勤務した場合
2年間の給与及び賞与の総額+特例退職手当=合計
約531万円+約60万円=約591万円

※詳細は、自衛隊鹿児島地方協力本部薩摩川内出張所〔担当:野下〕(☎22-2401)又は市民課(串木野庁舎)へお問い合わせください。

「串木野ダム」「市来ダム」サイレン吹鳴点検について

農政課 (☎ 33-5636) ・産業経済課 (☎ 21-5123)

串木野ダム、市来ダムの各警報局において、サイレンの吹鳴点検を行います。

【串木野ダム】

- 日 時 11月14日(水) 10:00～11:30
- 警報局 串木野ダム、生福(吉村丘)、下名(平江)水源地(山之神)
- 問合せ 農政課(串木野庁舎)

【市来ダム】

- 日 時 11月14日(水) 14:00～15:30
- 警報局 市来ダム、上舟川、木場、内門、鎗流馬原中組、海瀬、安茶
- 問合せ 産業経済課(市来庁舎)

再就職準備セミナー

- 日 時 11月13日(火) 13:00～15:00
[企業との交流会(15:00～16:30)]
- 場 所 鹿児島市勤労者交流センター 第1会議室
[鹿児島市中央町10番地 鹿児島中央駅前ダイエー7階]
- 内 容 「仕事も家庭も大事にしたい
～再就職を目指すあなたへのメッセージ～」
(株)コルテーヌ 代表取締役 黒木京子氏
- 対象者 再就職を希望し内容に興味のある方
- 託児 1歳から就学前まで(要申込)
- 定員 先着50人
- 申込先 (財)21世紀職業財団鹿児島事務所
(☎099-259-7815、FAX099-259-7832)へ
電話またはFAXでお申込みください。

平成20年度危険物安全週間推進標語の募集

消防本部 (☎ 32-0119)

毎年6月の第2週は危険物安全週間とされています。
この週間にあわせ、危険物災害の防止と危険物の貯蔵・
取扱いの安全を呼びかける標語を募集します。

詳しい応募方法については、全国危険物安全協会のホーム
ページをご覧ください。

◆平成19年度最優秀作品

「危険物 目指せ無事故の MVP」

- 応募資格 特に制限はありません。
- 応募方法 郵便はがき又はインターネット応募
- 応募締切 平成19年12月7日(金)必着
- 賞
 - ・最優秀作1点 消防庁長官賞と副賞20万円
 - ・優秀作1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円
 - ・優良作10点 記念品

○あて先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号
日本消防会館5階 (財)全国危険物安全協会内
危険物安全週間推進協議会
(☎03-3597-8393)
ホームページ: <http://www.zenkikyoo.or.jp>

その他

「税を考える週間」11月11日～17日 ～少子・高齢社会と税～

税務課 (☎ 33-5616)

税金は、私たち国民が豊かで安定した暮らしができるよ
うに、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。
今年の「税を考える週間」は、「少子・高齢社会と税」をテーマとして、
各種の広報・広聴活動を行うことにしています。
「税を考える週間」は、国民生活に深いかかわりを持っている税について、
その意義(必要性)や役割(使途)、税務行政の現状などを「考え」ていただき、
国の基本となる税に対する理解を一層深めていただくために設けられている
ものです。

- テーマ 「少子・高齢社会と税」
- 税に関する作品展 (書道・標語・作文)

11月12日(月)～16日(金)

〔串木野庁舎玄関ロビー・市来庁舎玄関ロビー〕

- ※このほか、税についてわからないこと、知りたいことが
ありましたら、次のところへお気軽にご相談ください。
 - ・鹿児島相談室〔鹿児島税務署内〕(☎099-255-1084)
 - ・伊集院税務署 (☎099-273-2541)
 - ・串木野庁舎税務課 (☎33-5616)
 - ・市来庁舎市民課税務係 (☎21-5116)



障害者控除対象者認定と税控除について

福祉課 (☎ 33-5619)・税務課 (☎ 33-5616)

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の納税
者本人、またはその控除対象配偶者や扶養親族で、下記対
象者については、福祉事務所長の認定を受けることにより、
所得税・住民税の障害者控除または特別障害者控除を受け
られる場合があります。

○対象者

- ・寝たきりの方、認知症の方、心身に障害のある方等で、
その障害の程度が障害者に準ずる方
- ※12月28日(金)までに福祉課又は健康福祉課へ申請のうえ
「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると、その年
分の申告で障害者控除を受けることができます。
- ※現在、「障害者控除対象者認定書」をお持ちの方は、介
護度等に変更がなければそのまま使うことができます
ので、申請する必要はありません。
- ※状態により、受けられる控除額が異なります。詳しくは
担当課へお尋ねください。

○認定の申請については

串木野庁舎 福祉課 高齢障害係 (☎33-5619)
市来庁舎 健康福祉課 福祉係 (☎21-5117)

○税控除額等については

串木野庁舎 税務課 市民税係 (☎33-5616)
市来庁舎 市民課 税務係 (☎21-5116)

鹿児島県道路交通法施行細則の一部改正に伴う 駐車禁止除外指定車標章の交付方法等の改正

福祉課 (☎ 33-5619)

鹿児島県道路交通法施行細則の一部改正により、平成19
年9月30日から障害のある方に対する駐車禁止除外指定車
標章の交付方法や対象範囲が変更になりました。

※詳細につきましては、鹿児島県警察ホームページを参照
または、下記の問合せ先にご確認ください。

○鹿児島県警察ホームページアドレス

http://www.pref.kagoshima.jp/police/kotsu/jogai/tyuusya_jyogai.html

○問合せ先

- ・鹿児島県警察本部 交通規制課企画許可係
(☎099-206-0110 [内線5172・5173])
- ・いちき串木野警察署 交通課
(☎33-0110)

鹿児島県の最低賃金について

商工観光課 (☎ 33-5638)

○平成19年度に改正された鹿児島県の最低賃金

鹿児島県最低賃金	時間額	発効日
(地域別最低賃金)	619円	平成19年10月26日

★鹿児島県最低賃金は県下の全ての労働者に適用されま
す。ただし、別に定める産業別最低賃金の産業に該当す
る場合は、当該最低賃金(改正については、審議中です)
も適用されます。

○最低賃金に関する問合せ先

鹿児島労働局 賃金室 (☎099-223-8278)
鹿児島労働基準監督署 (☎099-214-9175)

ホームページ <http://www.kagoshima.plb.go.jp/>

【最低賃金テレホンサービス ☎099-223-8881】

平成19年秋季全国火災予防運動

消防本部 (☎ 32-0119)

○期間 11月9日(金)～11月15日(木)

○平成19年度 全国統一防火標語

『火は見てる あなたが離れる その時を』

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

＜3つの習慣＞

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

＜4つの対策＞

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

※お出かけ前、お休み前にはもう一度、火の元を確かめましょう。

※火災予防運動週間中の一週間、午後8時に防災行政無線で、拍子木を使用した子供たちの声による防火広報を行います。



危険です。セルフスタンドでの吹きこぼれ!!

消防本部 (☎ 32-0119)



セルフ給油所で給油する際にガソリン等が吹きこぼれた経験はありませんか？

セルフ給油所の95.5%で「過去1年間にガソリン等の吹きこぼれが発生したことがある。」との回答が出ています。吹きこぼれたガソリン等に引火すると火災や事故につながりますので注意しましょう。

吹きこぼれたガソリン等に引火すると火災や事故につながりますので注意しましょう。

●吹きこぼれによる事故をなくすためには？

- ・給油ノズルを給油口の奥まで差込み、レバーを完全に握って給油する。
- ・一度満量停止したあと、注ぎ足して給油しない。
- ・万一、吹きこぼれてしまった場合、ガソリンスタンドの監視者や従業員に知らせ指示に従う。

●セルフスタンドで給油する際の注意点！

- ・車のエンジンをかけたまま給油しない。
- ・給油中に喫煙や火気の使用は絶対にしない。
- ・自分の車に適合した燃料を確認する。
- ・給油前に静電気除去シートに触れ、静電気をしっかり除去する。
- ・給油口付近に子供を近づかせたり、給油させない。

・自動車等の給油キャップの開閉はゆっくりと確実に行う。



火気使用の禁止



ガソリンの容器への詰め替え禁止

- ・給油中はその場を離れない。
- ・給油後は給油ノズルを確実に元の位置に戻す。
- ・ガソリンを容器に詰め替えない。(セルフスタンドでは、ガソリンを容器に詰め替えることはできません。)

平成19年分 年末調整説明会

税務課 (☎ 33-5616)

月 日	時間	説明会場	対象者
11月16日(金)	14:00～ 15:30	いちき アクアホール	法人・個人

※受付は13:30より行います。当日は説明資料を配布しますのでお早めにお越しください。

住宅用火災警報器について

消防本部 (☎ 32-0119)

消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられています。

○新築住宅は、平成18年6月1日から設置が義務付けられています。

○既存住宅は、平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

住宅用火災警報器とは

○火災警報器は煙や熱を感知して、音や音声などでお知らせします。

○住宅火災による死者数の約7割は逃げ遅れによるものです。また、そのほとんどが就寝中発生した火災に気づくのが遅れ、煙に巻かれて亡くなっています。火災の発生を早く知らせる火災警報器はこのような住宅火災による死者の発生防止に役立ちます。

住宅用火災警報器の購入は

○消防法令適合品で日本消防検定協会の「NSマーク」のついた商品を選びましょう。

○電気店、ホームセンター、農協、消火器販売店等で購入することができます。

取り付け場所は

○寝室の用に供する居室(煙式)

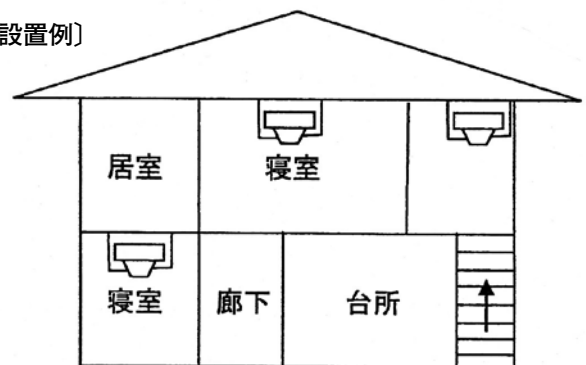
○寝室がある階の階段(煙式)

などの天井や壁に設置します。

※台所や廊下等にも設置をおすすめします。



〔設置例〕



悪質な訪問販売等に十分注意してください

○消防署や市役所が販売又は販売を業者に委託することはありません。

○住宅用火災警報器の販売には、クーリングオフ制度(契約書を受け取った日から8日以内であれば、契約を解除できる制度)が適用されます。

狩猟期間について

農政課 (☎ 33-5635)

11月15日(木)から平成20年2月15日(金)まで狩猟が解禁されます。イノシシ・ニホンジカについては、平成20年3月15日(土)までです。山へ行かれる方は、獲物と間違わないように赤色など目立つ服装をし、さらに、携帯ラジオを鳴らすなど、自分の存在が分かるようにし、十分注意してください。

年金相談所を開設

串木野庁舎市民課 (☎ 33-5612)・市来庁舎市民課 (☎ 21-5115)

○日 時 11月21日(水) 10:00～15:00

○場 所 中央公民館 2階小会議室

○相談員 川内社会保険事務所職員

※国民年金について、わからないこと、過去に厚生年金・船員保険などに加入されていた方も、ご相談ください。

ねんきん広報だより

【年金相談に関するお知らせ】

川内社会保険事務所では、次の日程で年金相談窓口の時間延長・休日開庁を実施します。ぜひこの機会にご自身の年金についてご相談ください。

月	実施日	年金相談受付日
11月	10日(土)	左記実施日の年金相談の受付時間
	12日(月)	○月 曜 日 8:30から19:00
	19日(月)	○土 曜 日 9:30から16:00
	26日(月)	○その他の平日 8:30から17:15

【国民年金保険料は遅れずに納めましょう！】

国民年金には、65歳から受給できる老齢年金だけでなく、もしもの時にあなたの大きな支えとなる障害年金・遺族年金があります。

しかしながら、保険料の未納が続くと将来受け取る年金額が少なくなるばかりか、老齢年金の受給権そのものが発生しないことがあります。

また、納付が遅れることで障害年金・遺族年金を受け取ることができない可能性もあります。

保険料未納がないかお近くの社会保険事務所でご確認ください！

●納付書がお手元がない場合は再発行いたしますので、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

●一部納付（一部免除）が承認になっている方（3/4免除、半額免除、1/4免除）は、納めるべき保険料を納めないと、その期間は免除の扱いではなく未納扱いになります。

●さかのぼって過去の分を納めることができるのは2年前の分までです。納付できる期日がありますのでご注意ください。

保険料未納が続くと・・・

●電話や通知での保険料納付案内や、社会保険事務所の職員や国民年金推進員がご自宅にお伺いすることがあります。

●保険料納入のご案内をしているにもかかわらず、保険料の負担能力がありながら保険料未納が続く場合は、所定の手続きを踏まえたうえで、財産を差し押さえる強制徴収を実施しています。

詳しくは、川内社会保険事務所 (☎22-5276) までお問い合わせください。

伐採届・林地開発許可について

農政課 (☎ 33-5635)・産業経済課 (☎ 21-5122)

森林を伐採及び開発する場合は、事前に届出書の提出が必要です。また、森林面積が1ha以上の開発行為を行う場合は、県知事の許可が必要となります。

森林の伐採及び開発をされる方は、串木野庁舎農政課農林係・市来庁舎産業経済課農林係まで届け出てください。

原子力発電施設周辺地域加算給付金の交付について

企画課 (☎ 33-5634)

市では、地域の振興と福祉の向上を目的として、川内原子力発電所から概ね10kmの圏域にある羽島・土川・荒川地区内において、一般電気事業者から電気の供給を受けている世帯並びに事業所を対象に、従来の国（県）が交付している原子力発電施設周辺地域給付金に加算する形で、加算給付金を交付いたします。

【加算給付金の内容】

1. 加算給付金の交付対象

○羽島・土川・荒川地区内において、一般電気事業者（九州電力㈱）から、給付基準日に電気の供給を受けている電灯需要家及び電力需要家

○電灯需要家：一般家庭など定額電灯（居住用家屋の屋内で電気を使用するもの及び供給約款附則に定める農事用電灯を摘要しているものに限る）、従量電灯、時間別電灯（8時間型・10時間型）、季別電灯の電気の供給を受けているもの

○電力需要家：事業所など深夜電力を除く各契約種別（低圧・高圧・特別高圧）の電気の供給を受けているもの

2. 給付基準日 平成19年10月1日

3. 加算給付金額

○電灯需要家：電灯契約（農事用を除く）1口当たりの給付金額（年額3,000円）

○電力需要家：電力契約（農事用を除く）契約電力1kW当たりの給付金額（年額756円）

○農事用契約：基準日の属する月の前12月の使用実績に基づき、上記単価を月按分（単価×使用月数／12カ月）した金額

4. 交付の時期及び交付の方法

加算給付金は、年1回、11月中旬から12月中旬にかけて交付します。加算給付金の交付については、(財)電源地域振興センターの委託を受けた九州電力㈱が給付の手続きを行うこととなっており、給付対象者に対して事前に「いちき串木野市加算給付金振込のお知らせ」の通知があります。

交付の方法は、基本的に口座振込により交付しますが、九州電力㈱に電気料金を口座振替で支払っている方はその預金口座に、また電気料金をその他の方法で支払っている方は、あらかじめ九州電力㈱へ申出を行った預金口座若しくは郵便為替により交付します。

なお、加算給付金の対象でありながら、加算給付金の振込通知及び交付の期間内に加算給付金の交付がなかった方は、下記までお問い合わせください。

5. 問合せ 企画課 企画調整係（串木野庁舎）

高齢者虐待を知っていますか？

福祉課 (☎33-5619)

○お気づきですか？高齢者虐待

家庭内における高齢者虐待に関する調査によると、虐待をしている人で、自分が虐待しているという自覚がない人は半数以上という結果がでています。

気づかないままに不適切な対応になっていないかどうか、また身近な人で困っている人がいないかどうか、この機会に振り返ってみましょう。

○こんなことが、高齢者虐待です。

高齢者の基本的人権を侵害し、高齢者の心身に深い傷を負わせ、時に犯罪上の行為をいい、次のような種類があります。

〔身体的虐待〕

- 叩く・なぐる・蹴る・つねる
- 無理やり食事を口に入れる
- ベッド・車椅子から落ちないようにくくりつける
- 外出を制限し外部と接触させない

〔経済的虐待〕

- 本人の了承なしに年金を使う
- 本人の了承なしに土地を処分する
- 日常生活やサービス利用に必要なお金を使わせない

〔介護・世話の放棄・放任〕

- 食事を十分に与えない
- 室内が寒すぎる・暑すぎる
- ごみの放置等、室内環境が悪い
- 必要な医療・福祉サービスを受けさせない

〔心理的虐待〕

- 怒鳴る 悪口をいう
- 口をきかない
- 無視する

〔性的虐待〕

- 本人の嫌がる性的行為
- 失禁のバツに下半身を裸で放置する

○虐待に気がいたら

皆さんのまわりで「虐待かな？」と思うことや、高齢者虐待でお困りのことはありませんか？虐待に気がいたら、ひとりで悩まず下記窓口にご相談ください。

相談者・通報者の秘密は、厳守されます。

串木野庁舎 福祉課 高齢障害係 ☎33-5619

市来庁舎 健康福祉課 福祉係 ☎21-5177

地域包括支援センター（市来庁舎内） ☎21-5172

平成20年1月11日スタート

配偶者暴力防止法が変わります!!

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の一部改正法が、平成19年通常国会で成立し、7月11日に公布され、平成20年1月11日に施行されます。

【改正のポイント】

1 保護命令制度の拡充

① 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになります。

② 被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになります。

- 1 面会の要求
- 2 行動の監視に関する事項を告げること等
- 3 著しく粗野・乱暴な言動
- 4 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
- 5 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
- 6 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
- 7 名誉を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

③ 被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

配偶者が被害者の親族等の住所に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていること等の事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになります。

2 市町村基本計画の策定

都道府県のみ義務付けられていた配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が、市町村の努力義務となります。

3 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

① 市町村の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を果たすようにすることが、市町村の努力義務となります。

② 被害者の緊急時における安全の確保が、支援センターの業務として明記されました。

4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

保護命令を発令した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発した内容及びその内容を、被害者が相談等をした支援センターに通知することとなります。

【施行期日】平成20年1月11日

11月12日から11月25日までは

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

(11月25日は、「女性に対する暴力撤廃国際日」です)

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

配偶者からの暴力にお悩みのときは、下記の配偶者暴力相談支援センターへ

【鹿児島県婦人相談所】(☎099-222-1467)

- (開館時間) 8:30～17:00(月～金曜日)
(年末年始:12月29日から翌年1月3日までは休館)
- (電話相談) ○月・火・水・金曜日は、8:30～17:00
○木曜日は、8:30～20:00
○日曜日は、9:00～15:00
- (面接相談) ○月～金曜日 8:30～17:00
- (カウンセリング) ○金曜日のみ(*要予約) 9:00～15:00
心理カウンセラー1名
*上記時間であっても、緊急時の一時保護には対応

【鹿児島県男女共同参画センター】(☎099-221-6630/6631)

- (開館時間) 9:00～17:00
- (休館日) 原則月曜日(祝日にあたる日は、その翌日)
(年末年始:12月29日から翌年1月3日までは休館)
- (電話相談・面接相談)
○水～日曜日は、9:00～17:00
○火曜日(休館日の翌日)は、9:00～20:00
- (カウンセリング) ○予約制:弁護士1名、心療内科医1名、臨床心理士1名
- (男性専用面接相談) ○第2土曜日 9:30～12:30
(心理相談を男性専用相談として実施、予約制)

「女性の人権ホットライン」

女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、毎年(11月12日～18日)特別電話相談日を開設しています。

夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、その他女性をめぐる人権問題でお困りの方は、ひとりで悩まずに是非お電話ください。

- 開設日時 11月12日(月)～11月18日(日)
平日:8:30～19:00
土・日:10:00～17:00
- 電話番号 女性の人権ホットライン(☎0570-070-810)
- 主催 鹿児島県人権擁護委員連合会
- 相談員 人権擁護委員が相談をお受けします。なお、秘密は厳守されます。

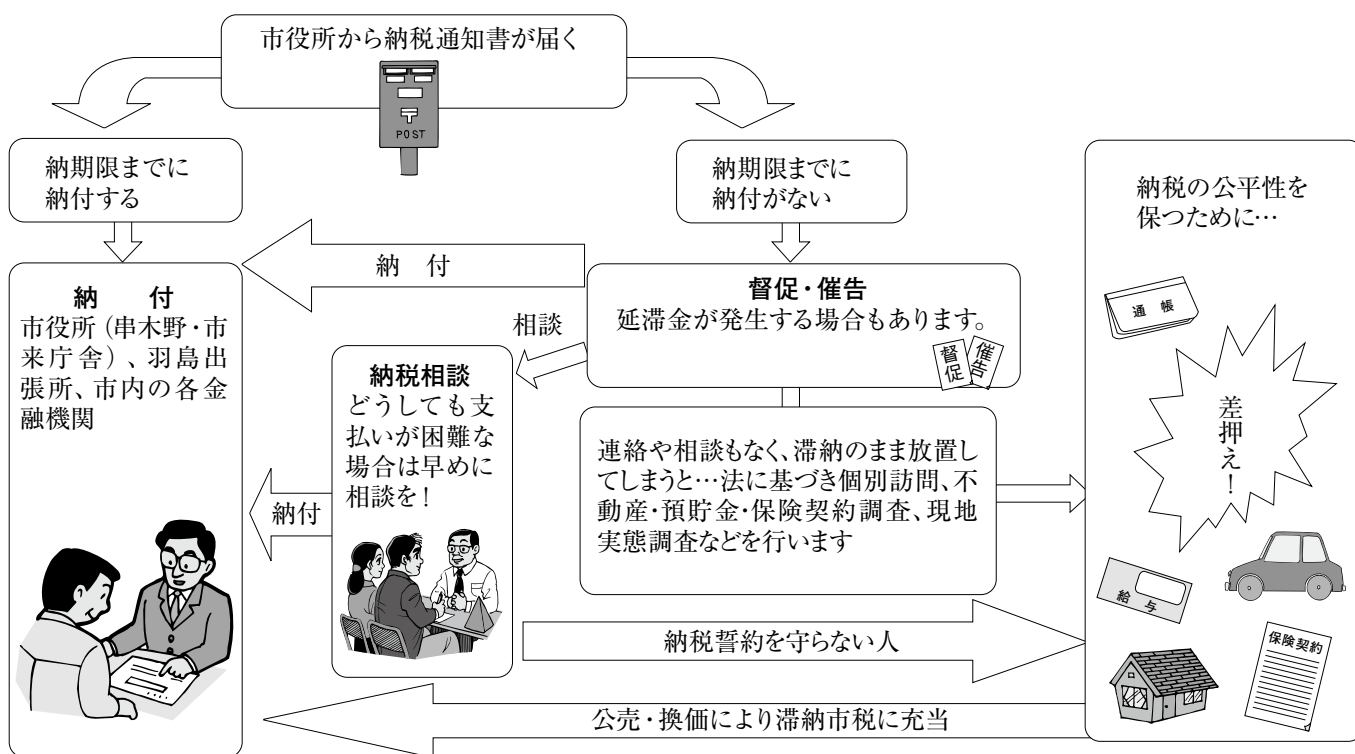
市税等の滞納整理を強化します

税金は皆さんが安心して暮らしていくための大切な財源です。税負担の公平性を確保するため、市では市税等滞納の解消にむけて、滞納整理を強化していきます。

税金を滞納すると、本来納めるべき税金のほかに督促手数料や延滞金を納めなければなりません。また、納税義務者が税金を滞納したまま放置しておく、法律に基づき滞納者の意志に関わらず強制的に滞納処分を受けることになりますので、納期限内に納税していただくようお願いします。

【市では滞納の整理・解消に向け、次のような取り組みを行っています】

- 納税相談・・・市税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受けています。
- 納税催告・・・納期限が過ぎても納付がない方に対しては、催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。
- 財産調査・・・滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。
- 給与調査・・・滞納者の給与を差押えするため、勤務先に対し給与の調査を行います。
- 差押処分・・・土地や建物等を所有している滞納者に対し、差押えを行います。差押え後も納付されない場合はやむを得ず、差押えた財産の公売を行うこととなります。また、預貯金や生命保険、給与のほか、自動車なども差押えの対象となります。



☆自主納付にご協力を！

市税(料)は納期限が定められています。この期限までに納付されなかった場合は、地方税法の定めに従い「督促状」を発送します。このような通知をもらって快く思う人はいませんが、納期を過ぎると督促料や延滞金が掛かってしまいます。更に納付が遅れた場合には「催告」により納税を促し、納付に応じない場合は、最終的に差押処分を実施することとなります。

☆安心・便利な口座振替

口座振替制度は、税(料)の納め忘れがなく、納期ごとに納めに行く手間も掛からずたいへん便利です。申し込みは簡単。振替を始めた納期月の前月15日までに通帳と届け出印を持って市内の各金融機関で申し込んでください。〔口座振替は、各納期月の25日(休業日の時は翌営業日)となります。〕



問合せ先 税務課 収納係 ☎33-5615